

実 施 設 計 承 認

<p>令和2年度</p> <p>広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 受入施設等照明 LED 化その他工事 (広島市南区出島四丁目1番4号 及び同所地先)</p> <p>当 初</p> <p>一般財団法人広島県環境保全公社</p> <p>仕 様 書</p>	理 事 長	業務執行理事 (兼) 事務局長	業務執行理事 (兼) 事業部長	次 長 (兼) 所長	総務課長	業務企画 課 長	工務課長	課 員	
					副所長	施設課長	工務課長	課 員	
	(事業区分) 広島港出島地区廃棄物等埋立処分事業費				(中)	施設整備	(小)		
	業 務 概 要								
	受入施設照明 LED 化						93 灯		
台船 I 照明 LED 化						16 灯			
搬入物目視検査用カメラ						1 式			
搬入車輛判別用カメラ						1 式			
受入施設内作業監視カメラ						1 式			

受入施設等照明 LED 化その他工事特記仕様書

1 概要

この工事は、一般照明用の高圧水銀灯の製造、輸出又は輸入が 2021 年から禁止なることに対応するため、受入施設及び台船 I に使用している高圧水銀灯を LED に交換し併せて、埋立処分場業務の監視の強化及び効率化のため受入施設に 2 台、管理棟に 1 台監視カメラを増設するものである。

2 工期

契約締結日の翌日から令和 3 年 1 月 2 9 日

3 工事場所

広島市南区出島四丁目 1 番 4 号及び同所地先

4 適用規格等

- (1) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (2) 公共建築工事標準図(電気設備工事編)
- (3) 電気設備に関する技術基準
- (4) 内線規程(JEAC8001-2000)
- (5) 日本工業規格(JIS)
- (6) 再生資源の利用の促進に関する法律その他関係法令規則等
- (7) その他関係法令および規格

5 仕様

(1) 照明 LED 化

ア 受入施設照明 LED 化

(ア) 入口	250W	4 灯
(イ) 目視検査場	400W	4 灯
(ウ) 展開検査・積込場	250W	66 灯
(エ) 車路	400W	16 灯
(オ) 集塵機室	250W	3 灯

イ 台船 I 照明 LED 化

(ア) 入口・出口	75W	4 灯
(イ) 荷下ろし、投入場	111W	12 灯

(2) 監視カメラ増設

ア 搬入物目視検査用カメラ

(ア) 屋外ドームカメラ	1 台
100 万画素以上フルハイビジョン	
(イ) 19 型液晶モニター	1 台

イ 搬入車輛判別用カメラ

- (ア) フル HD 屋外防滴カメラ 1 台
200 万画素以上フルハイビジョン
- (イ) 21 型液晶モニター 1 台

ウ 受入施設内作業監視カメラ

- (ア) 屋外 HD ネットワークコンビネーションカメラ 1 台
水平 360° 回転 200 万画素以上フルハイビジョン
- (イ) 専用録画装置 1 台
- (ウ) 23 型液晶モニター 1 台

6 工事内容

【照明 LED 化】

- (1) 受入施設内の水銀灯を、図番 7 及び図番 8 に示す色分けした内容で交換する。
- (2) 台船 I に設置の水銀灯を、図番 9 に示す色分けした内容で交換する。

【監視カメラ】

(1) 搬入物目視検査用カメラ

図番 2 及び図番 3 に示すとおり、トラックスケールの上部屋根下に固定カメラを取り付け、受付員前方に専用のモニターテレビを設置する。

(2) 搬入車輛判別用カメラ

図番 6 に示すとおり、搬入車両の前面（主にナンバー）を撮影するため搬入車両入り口の軒下にカメラを取り付け、受入施設内部に専用のモニターテレビを設置するとともに、事務室受付に設置の既存のモニターの空き画面に接続する。

(3) 受入施設内作業監視カメラ

図番 5 に示す受入施設の位置に 360° 旋回カメラを設置し、図番 4 に示す管理棟の位置に専用モニターテレビを設置する。

* 電源は、管理棟及び受入施設分電盤の空きブレーカを使用するものとし詳細は公社
担当者と協議の上決定する。

7 提出書類

(1) 工事着工前の書類

・コリンズ登録（受注時）	1部
・保証証書	1部
・工程計画表	1部
・施工計画書	1部
・現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届	1部
・経歴書(現場代理人・主任技術者)	1部
・誓約書	1部
・施工体制台帳	1部
・建設副産物情報交換システム関連	1部
・その他約款による書類	1部

(2) 工事中の書類

・確認依頼書	2部
・質疑応答書	2部
・工事打合せ簿	2部
・機器材料搬入検査(簿)	2部
・機器承諾函	2部
・施工図	2部
・配線系統図	2部
・材料確認書	2部
・段階確認書	2部
・月間工程表	2部
・週間工程表	2部
・休日作業届	2部
・現地試験成績表	2部
・建設副産物情報交換システム関連	2部
・コリンズ登録（変更時）	2部

(3) 完成時の書類

・工事竣工図書引渡書	1部
・完成図書	2部
・完成図面二折り（A3二つ折り）	2部
・工事記録写真	1部
・工事完成写真	2部
・装置の取扱説明書	2部
・電子データによる完成図・施工図	2部
・コリンズ登録（竣工時）	1部

8 建設副産物について

本工事から発生する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)を遵守するとともに、建設廃棄物処理指針(平成22年版)(平成23年3月30日環境省通知)、建設副産物適正処理実施要領(広島県土木局制定)及び再生資源利用促進実施要領(広島県土木局制定)に基づき適正に処理すること。

本工事(請負金額100万円以上)は、建設副産物情報交換システム((一財)日本建設情報総合センター)の登録対象工事であり、当該システムによりデータ入力(施工計画時、工事完了時、登録情報の変更時)を行った(1)②③(2)①②を提出すること。

(1) 工事受注者は、工事着手前に、次の書類を本工事の監督職員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先の現地確認写真を提出すること。

① 建設廃棄物処理計画書

ア 廃棄物処理業者(収集、運搬、中間処理・最終処分)の許可証の写し及び再生資源化施設であることを示す書類

イ 運搬ルート、及び処分場の位置、事業の範囲、処理能力、処理方法を明示したもの
ウ 処分場の現地確認写真

エ 建設工事の受注者と処理業者(収集、運搬、中間処理・最終処分・再生資源化施設)との二者の業務委託契約書の写し

② 再生資源利用計画書

③ 再生資源利用促進計画書

(2) 工事受注者は、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設廃棄物処理計画書」に従い建設廃棄物及び特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に次の書類を監督職員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先への搬入状況の写真を添付すること。

① 再生資源利用実施書

② 再生資源利用促進実施書

③ 建設廃棄物処理実施書

ア マニフェスト(産業廃棄物管理票)の写し及び再生資源化に係るものについては受入伝票の写し

(マニフェストは原則として環境省が示す全国統一のマニフェストを使用する。)

イ 収集、運搬の写真、中間処理場、最終処分場(直接最終処分の場合のみ)への搬入状況の写真

9 現場代理人の常駐義務の緩和

本工事は、監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることを条件に、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合」として取扱う。

10 主任技術者の配置等について

(1) 主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき
- ② 設備機器、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

11 その他

- (1) 廃棄物処分業務に支障をきたす工事箇所は休日施工とする。
- (2) 施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房庁営繕部整備課監修）」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故防止に努め、安全管理を徹底すること。
- (3) 設計図書内にある機器類の型番号は参考標示であり特定のメーカーのみを指定したものではない。
- (4) 建設重機は、排出ガス対策型を使用すること。
- (5) 別契約の施工上密接に関連する工事がある場合は監督職員の調整に協力すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、協議して定めるものとする。
- (7) 処分場内での水道、電気、トイレは無償で使用できるものとする。

